

《令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画変更（案） 概要》

昨年度策定した令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画について、コミュニティバスの運行事業者名が、令和7年4月1日に変更したため、計画の変更が必要となりました。変更箇所につきましては、赤字で記載してあります。

添付書類 令和7年度 計画変更届出書
令和7年度 地域内フィーダー系統確保維持計画
令和7年度 表1 運送予定者名

※表1の添付書類については、資料1と同じため省略します。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 旭市地域公共交通会議
住 所 千葉県旭市二の 2 1 3 2 番地
代表者氏名 会長 柴 栄 男

地域公共交通計画変更届出書

令和 6 年 9 月 25 日付け国総地第 1 2 5 号で国土交通大臣より認定された生活交通確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日 令和 7 年 4 月 1 日

- 変更箇所 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する
運行システムの概要及び運送者（地域内フィーダー系統）

[変更前]
千葉交通株式会社

[変更後]
京成バス千葉イースト株式会社

- 変更理由 令和 7 年 4 月 1 日に運送者の会社名が変更となったため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和6年6月28日
令和7年6月 日変更

(名称) 旭市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

現在の旭市は、平成17年7月1日に旧旭市、旧海上町、旧飯岡町及び旧干潟町の1市3町が合併して誕生した。旧旭市は、合併以前より行政機関、医療機関、教育機関、商業施設など都市機能の一定の集積があり、周辺地域の中心都市の役割を担ってきた。特に1市3町の一部事務組合で運営されてきた総合病院国保旭中央病院は、全国トップクラスの評価を得ている公立病院であり、市内はもとより近隣地域、県内外を含めて診療圏人口90万人を擁している。

旧干潟町の年間外来患者数は約3万人であり、自家用自動車を運転することができない高齢者等を中心とした外来患者の交通手段を確保する必要がある。また、旧干潟町には鉄道駅が存在しないことから、高校生の通学利用をはじめとする駅利用者の交通手段を確保する必要がある。

その他、市内には路線バス・コミュニティバスが運行されているものの、一部地域においては乗り継ぎが不十分であるため、駅や旭中央病院までの交通手段を確保する必要がある。

このことから、旭市コミュニティバス干潟ルート¹の維持、市内の交通空白地域解消のためデマンド交通²を運行する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

旭市コミュニティバス

平日1日あたりの利用者数を240人以上（令和5年度の実績185人）とする。
収支率を16.7%以上（直近年度の実績11.9%）とする。

旭市デマンド交通

1日あたりの利用者数を37人以上（令和5年度の実績28.4人）とする。
収支率を13%以上（直近年度の実績13.5%）とする。

（旭市地域公共交通計画 P.67 参照）

(2) 事業の効果

旭市コミュニティバス 干潟ルート

当該路線を維持することにより、旭中央病院、駅等への移動手段が確保され、地域間の交流及び福祉の増進が図られ、市民生活の質が向上する。また、高校生の通学や高齢者の通院等について、これまで自家用自動車³で送迎してもらっていたものがバス利用へ移行するなど、移動の円滑化が図られるとともに、旭中央病院及び鉄道駅周辺の交通渋滞の緩和にも寄与する。

旭市デマンド交通

デマンド交通²（乗合タクシー）の運行により、市内の交通空白地域が解消され、自家用自動車を運転できない高齢者等の移動手段を確保する。また、鉄道駅や路線バスとの交通結節点である旭中央病院に接続することで、地域公共交通の利便性の向上に寄与する。

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスが効率的かつ効果的な運行となるよう、ルート・ダイヤへの見直しを行う。(旭市、事業者)(旭市地域公共交通計画 P73 参照) ・デマンド交通のサービス拡充による更なる利用促進および、あらゆる交通弱者への対応を目指す。(旭市、事業者)(旭市地域公共交通計画 P74 参照) ・市内の公共交通を一元的に掲載した「総合公共交通マップ」を作成、市内全戸に配付する。また、公共交通専用ホームページを随時更新し、情報提供を行う。(旭市)(旭市地域公共交通計画 P77 参照)
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>表 1 を添付。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>旭市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
<p>7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>表 5 を添付。</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>

<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p> <p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p> <p>※該当なし</p>
<p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p> <p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p> <p>※該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>

18. 協議会の開催状況と主な議論

(1) 旭市地域内フィーダー系統確保維持計画に関する議論

・令和6年6月26日

令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）に係る、生活交通確保維持改善計画策定の書面による協議を行い、委員19名から合意を得られた。

(2) 旭市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更に関する議論

・令和7年6月 日

令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）の変更に係る、地域公共交通計画策定の協議を行い、委員 名から合意を得られた。

19. 利用者等の意見の反映状況

協議会の構成員には、地域住民・利用者の代表として旭市区長会から4名、社会福祉協議会から2名、旭市議会、老人クラブ、PTA連絡協議会からそれぞれ1名が参画している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県旭市二の 2132 番地

(所 属) 企画政策課

(氏 名) 桃井 健斗

(電 話) 0479-62-5307

(e-mail) kikaku@city.asahi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
旭市	京成バス千葉イースト株式会社	(1) 干潟ルート(CC-4-1)	ひかた市民 センター	東一區 集会所	旭中央病院	往18.5Km 復18.7Km	243日	243回			路線定期運行	①	バス停旭中央病院で補助対象地域 間幹線系統路線バス銚子旭線と接 続	③
	京成バス千葉イースト株式会社	(2) 干潟ルート(CC-4-2)	干潟駅	湯木坂上・ 東一區 集会所	旭中央病院	往29.2Km 復28.9Km	359日	539回			路線定期運行	①	バス停旭中央病院で補助対象地域 間幹線系統路線バス銚子旭線と接 続	③
	京成バス千葉イースト株式会社	(3) 干潟ルート(CC-4-3)	干潟駅	湯木坂上	ひかた市民 センター	往18.1Km 復 . Km	243日	121.5回			路線定期運行	②(1)	バス停干潟駅でJR総武本線と接続	③
	京成バス千葉イースト株式会社	(4) 干潟ルート(CC-4-4)	ひかた市民 センター	湯木坂上	干潟駅	往15.6Km 復 . Km	243日	121.5回			路線定期運行	②(1)	バス停干潟駅でJR総武本線と接続	③
	アステル交通株式会社	(5) 旭市デマンド交通			旭南地区		243日	1944回			区域運行	①	旭駅・旭中央病院で補助対象地域 間幹線系統路線バス銚子旭線と接 続	③
	旭タクシー株式会社	(6) 旭市デマンド交通			干潟・旭北 地区		243日	1944回			区域運行	①	旭駅・旭中央病院で補助対象地域 間幹線系統路線バス銚子旭線と接 続	③
	アステル交通株式会社	(7) 旭市デマンド交通			海上・飯岡 地区		243日	1944回			区域運行	①	旭駅・旭中央病院で補助対象地域 間幹線系統路線バス銚子旭線と接 続	③
	アステル交通株式会社	(8) 旭市デマンド交通			旭市内全域 (医療機関を 中心とする)		243日	1944回			区域運行	①	旭駅・旭中央病院で補助対象地域 間幹線系統路線バス銚子旭線と接 続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	旭市
-------	----

(単位:人)

人 口	
人口集中地区以外	58,600
交通不便地域等	6,266

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
6,266	干潟地区	過疎地域特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
旭市地域公共交通計画	令和5年3月23日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)